

入札心得書

入札注意事項

- 1 入札参加者は、仕様書を十分検討の上、入札してください。
- 2 入札書は吹田市指定の様式を使用してください。
- 3 委任状及び入札書の記入については、黒インク又は黒ボールペンを使用してください。鉛筆・消せるボールペン（フリクションペン）などは、使用しないでください。なお、押印については必ず朱肉を使用してください。
- 4 入札参加者が代理人による入札をする場合は、吹田市指定の委任状を提出してください。
- 5 入札参加者又はその代理人は、今回の入札において、他の入札参加者の代理をすることができません。
- 6 一度提出した入札書は、開札の前後を問わずこれを引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
- 7 入札参加者は、公正な入札を妨害する次の行為を行うことを禁止します。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為。
 - (2) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示すること。
- 8 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な言動をするなど入札を公正に執行することができないと本市入札担当者が認めた場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 9 次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とします。
 - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札。
 - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
 - (3) 定められた様式以外の入札書による入札。
 - (4) 記名、押印を欠く入札書による入札。
 - (5) 金額を訂正した入札書による入札。
 - (6) 誤字、脱字などにより意思表示が明確でない入札書による入札。
 - (7) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札。
 - (8) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札。
 - (9) 金額、工事名又は業務名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札。

入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退するときは、文書により申し出てください。

開札

開札は、入札書を提出した後、直ちにその場で行います。

落札者の決定

- 1 有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札したものを落札者とします。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します（当該入札者は、くじを引くことの辞退をすることはできません。）。

再度入札

落札者がなければ入札を打ち切り、再度入札は行いません（入札結果については不調とし、改めて入札を執行します。）。

契約内容

- 1 契約書は吹田市指定の契約書を使用しなければなりません。
- 2 落札者は、契約書に記名押印し、入札終了後速やかに提出しなければなりません。
- 3 入札終了後又は契約締結後に「公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札」が判明した場合は、その入札結果を取り消し又は契約を解除するものとします。

入札保証金

免除します。

異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この心得書、仕様書、現場についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできません。